# 地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約事務取扱規程 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
(一般競争入札の開札及び再度入札)	(一般競争入札の開札及び再度入札)	
第9条 一般競争入札の開札は、第5条第1項の規	第9条 一般競争入札の開札は、第5条第1項の規	
定により公告した入札の場所において開札しな	定により公告した入札の場所において開札しな	
ければならない。この場合において、入札者から	ければ <u>ならいない</u> 。この場合において、入札者か	<ul><li>・文言の整理</li></ul>
開札に立ち会いたい旨の申し出があったときは、	ら開札に立ち会いたい旨の申し出があったとき	
<u>立ち会わせて</u> 行うものとし、入札者が <u>立ち会わな</u>	は、 <u>立ち合わせて</u> 行うものとし、入札者が <u>立ち会</u>	
<u>い</u> ときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち	<u>いわない</u> ときは、当該入札事務に関係のない職員	
会わせなければならない。	を立ち会わせなければならない。	
$2\sim4$ (略)	$2\sim4$ (略)	
(総合評価制度による落札者の決定)	(総合評価制度による落札者の決定)	
第14条 (略)	第14条 (略)	
$2\sim5$ (略)	$2\sim5$ (略)	
6 契約権者は、落札者決定基準を定めようとする	6 契約権者は、総合評価一般競争入札を行おうと	・地方自治法施行令第167条
<u>ときは</u> 、別に定めるところにより、あらかじめ、	するとき、総合評価一般競争入札において落札者	の10の2の改正(平成20年
学識経験を有する者(次項において「学識経験者」	を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を	3月1日施行)を反映し、
<u>という。)</u> の意見を聴かなければならない。	<u>定めようとするときは</u> 、別に定めるところによ	総合評価一般競争入札を行
	り、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴	う場合の学識経験者からの
	かなければならない。	意見聴取手続を簡素化す
7 契約権者は、前項の規定による意見の聴取にお	(新設)	る。
いて、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落		
札者を決定しようとするときに改めて意見を聴		
く必要があるかどうかについて意見を聴くもの		
とし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述		

新	旧	改正理由等
べられた場合には、当該落札者を決定しようとす		
るときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴か		
<u>なければならない。</u>		
<u>8</u> (略)	<u>7</u> (略)	
<u>9</u> (略)	8 (略)	
(随意契約)	(随意契約)	
第19条 (略)	第19条 (略)	
(1) • (2) (略)	(1) · (2) (略)	
(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に	(3) <u>障害者自立支援法</u> (平成17年法律第123号)	
支援するための法律 (平成17年法律第123号)	第5条 <u>第12項</u> に規定する障害者支援施設(以下	・文言の整理、条ずれの修
第5条 <u>第11項</u> に規定する障害者支援施設(以下	この号において「障害者支援施設」という。)、	正
この号において「障害者支援施設」という。)、	同条 <u>第21項</u> に規定する地域活動支援センター	
同条 <u>第27項</u> に規定する地域活動支援センター	(以下この号において「地域活動センター」と	
(以下この号において「地域活動センター」と	いう。)、同条第1項に規定する障害福祉サー	
いう。)、同条第1項に規定する障害福祉サー	ビス事業(同条第7項に規定する生活介護、同	
ビス事業(同条第7項に規定する生活介護、同	条 <u>第14項</u> に規定する就労移行支援又は同条 <u>第</u>	
条 <u>第13項</u> に規定する就労移行支援又は同条 <u>第</u>	<u>15項</u> に規定する就労継続支援を行う事業に限	
<u>14項</u> に規定する就労継続支援を行う事業に限	る。以下この号において「障害福祉サービス事	
る。以下この号において「障害福祉サービス事	業」という。)を行う施設若しくは小規模作業	
業」という。)を行う施設若しくは小規模作業	所(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2	
所(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2	条第1号に規定する障害者の地域社会におけ	
条第1号に規定する障害者の地域社会におけ	る作業活動の場として同法第18条第3項の規	
る作業活動の場として同法第18条第3項の規	定により必要な費用の助成を受けている施設	
定により必要な費用の助成を受けている施設	をいう。以下この号において同じ。)において	
をいう。以下この号において同じ。)において	製作された物品を次条に定める手続きにより	

新	旧	改正理由等
製作された物品を次条に定める手続きにより	買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支	
買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支	援センター、障害福祉サービス事業を行う施	
援センター、障害福祉サービス事業を行う施	設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等	
設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等	に関する法律(昭和46年法律第68号) <u>第41条</u> 第	
に関する法律(昭和46年法律第68号) 第37条第	1項に規定するシルバー人材センター連合若	
1項に規定するシルバー人材センター連合若	しくは同条第2項に規定するシルバー人材セ	
しくは同条第2項に規定するシルバー人材セ	ンターから次条に定める手続きにより役務の	
ンターから次条に定める手続きにより役務の	提供を受ける契約又は <u>母子及び寡婦</u> 福祉法 (昭	
提供を受ける契約又は <u>母子及び父子並びに寡</u>	和39年法律第129号)第6条第6項に規定する	
婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6	<u>母子</u> 福祉団体が行う事業でその事業に使用さ	
項に規定する <u>母子・父子</u> 福祉団体が行う事業で	れる者が主として同項に規定する配偶者のな	
その事業に使用される者が主として同項に規	い <u>女子</u> で現に児童を扶養している者及び同条	
定する配偶者のない者で現に児童を扶養して	<u>第3項</u> に規定する寡婦である者に係る役務の	
いる者及び同条 <u>第4項</u> に規定する寡婦である	提供を当該 <u>母子</u> 福祉団体から次条に定める手	
者に係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体	続により受ける契約をするとき。	
から次条に定める手続により受ける契約をす		
るとき。		
$(4) \sim (10)$ (略)	$(4) \sim (10)$ (略)	
$2\sim4$ (略)	$2\sim4$ (略)	
(随意契約の手続)	(随意契約の手続)	
第20条 (略)	第20条 (略)	
(1) (略)	(1) (略)	
(2) 契約を締結する <u>前</u> において、次に掲げる事	(2) 契約を締結する <u>全</u> において、次に掲げる事	・文言の整理
項を公表すること。	項を公表すること。	
ア〜エ (略)	ア〜エ (略)	

新	IΒ	改正理由等
(3) (略)	(3) (略)	
(見積書の徴取及び省略)	(見積書の徴取及び省略)	
第21条 (略)	第21条 (略)	
2 (略)	2 (略)	・比較見積が省略できる契
(1) 1人又は1会社でなければ履行できない契	(1) 1人又は1会社の専有する物品を購入しよ	約について、1者が専有す
<u>約</u>	うとする契約	る物品の購入契約を規定し
$(2) \sim (7)$ (略)	$(2) \sim (7) \qquad (略)$	ているが、1者しか履行で
3 • 4 (略)	3 • 4 (略)	きない契約は、物品購入に
		限らず比較見積の必要は認
		められないため、「1人又は
<u>附 則</u>		1会社でなければ履行でき
この規程は、令和4年4月1日から施行する。		ない契約」に改める。

## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構会計規程等の一部改正について

## 1 改正対象規程

- (1) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構会計規程
- (2) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構会計実施規程
- (3) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約事務取扱規程

#### 2 改正の趣旨

- (1) 会計規程
  - ・ 予算執行、収納等の事務の専決権者(財務部長、病院事務局長等)が 職務を行うことができないときの代決について、規定を追加する。(第 16条、第23条)
  - その他規定の整理を行う。

### (2) 会計実施規程

・ 前払できる経費のうち、翌年度以降の経費の前払ができる経費について、保険料等に限定しているところ、地方独立行政法人が従う企業会計原則では翌年度以降の経費の前払を制限する規定はないため、翌年度以降に係る経費の前払を原則として禁止する規定を削除する。(第14条第3項)

#### (3) 契約事務取扱規程

- ・ 比較見積が省略できる契約について、1者が専有する物品の購入契約 を規定しているが、1者しか履行できない契約は、物品購入に限らず比 較見積の必要は認められないため、「1人又は1会社でなければ履行で きない契約」に改める。(第21条第2項)
- ・ 地方自治法施行令の改正 (平成20年3月1日施行) を反映し、総合評 価一般競争入札を行う場合の学識経験者からの意見聴取手続を簡素化す る。 (第14条第6項)
- その他規定の整理を行う。

#### 3 改正の内容

別紙新旧対照表のとおり

#### 4 施行日

令和4年4月1日